

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】令和4年4月14日(2022.4.14)

【公開番号】特開2020-191526(P2020-191526A)

【公開日】令和2年11月26日(2020.11.26)

【年通号数】公開・登録公報2020-048

【出願番号】特願2019-95327(P2019-95327)

【国際特許分類】

H 04 N 1/00(2006.01)

10

G 03 G 21/16(2006.01)

B 41 J 29/00(2006.01)

B 41 J 29/13(2006.01)

B 65 H 29/70(2006.01)

B 65 H 9/14(2006.01)

B 65 H 3/02(2006.01)

B 65 H 1/26(2006.01)

【F I】

H 04 N 1/00 519

20

G 03 G 21/16 133

G 03 G 21/16 109

B 41 J 29/00 A

B 41 J 29/13

B 65 H 29/70

B 65 H 9/14

B 65 H 3/02

B 65 H 1/26 310Z

【手続補正書】

【提出日】令和4年4月6日(2022.4.6)

30

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

筐体と、

前記筐体に収容され、媒体に記録する記録部と、

前記媒体を収容する収容部と、

前記収容部から前記記録部に向けて延び、前記媒体が搬送される搬送経路と、

前記搬送経路に沿って前記媒体を搬送する搬送部と、

前記記録部よりも上方に位置し、原稿を読み取る読取部と、

前記読取部に向けて前記原稿を送る供給部と、

前記読取部に読み取られた前記原稿を排出する排出部と、

前記原稿が通過する前記供給部から前記排出部までの供給経路と、を備え、

前記筐体は、前記記録部によって記録された前記媒体が排出される排出口を前記筐体の前面に有し、

前記供給経路及び前記搬送経路は、前記筐体の幅方向と直交する方向に形成され、

前記搬送経路は、前記収容部から前記記録部に向かう過程で前記媒体の姿勢を上下に反

50

転させるように湾曲する湾曲部分を有し、

前記読取部は、前記筐体の前記前面から前記筐体の後面に向かう奥行方向において、前記記録部よりも後方に位置することを特徴とする記録装置。

【請求項 2】

前記供給部、前記読取部、前記排出部は、前記供給経路沿いに並んで配置されることを特徴とする請求項 1 に記載の記録装置。

【請求項 3】

前記搬送部は、搬送ローラーを有し、

前記読取部は、前記奥行方向において、前記湾曲部分と前記搬送ローラーとの間に位置することを特徴とする請求項 1 又は請求項 2 に記載の記録装置。 10

【請求項 4】

前記収容部に収容される前記媒体を分離させる分離部を備え、

前記分離部は、前記奥行方向において、前記読取部よりも後方に位置することを特徴とする請求項 1 から請求項 3 の何れか一項に記載の記録装置。

【請求項 5】

前記記録部を搭載し、前記媒体に対して走査するキャリッジを備え、

前記キャリッジは、高さ方向において、前記読取部と重なることを特徴とする請求項 1 から請求項 4 の何れか一項に記載の記録装置。 20

【請求項 6】

前記筐体に対して開くことによって、前記筐体内を露出させるメンテナンスカバーを備え

、
前記メンテナンスカバーは、高さ方向において、前記読取部と重なることを特徴とする請求項 1 から請求項 5 の何れか一項に記載の記録装置。 20

【請求項 7】

前記読取部と、前記供給部と、を含む読取ユニットと、

前記読取ユニットを支持するユニットフレームと、を備え、

前記ユニットフレームは、前記湾曲部分を形成することを特徴とする請求項 1 から請求項 6 の何れか一項に記載の記録装置。 30

【請求項 8】

前記読取部は、前記奥行方向において、前記記録部及び前記湾曲部分と上下で重ならず前記記録部と前記湾曲部分との間に位置し、

前記供給部、前記読取部、前記排出部は、前記奥行方向において、前記供給部、前記読取部、前記排出部の順に前記供給経路沿いに上下で重ならず並んで配置されることを特徴とする請求項 1 から請求項 7 の何れか一項に記載の記録装置。 30